

平成

三十年

五條市議会第一回三月定例会会議録(第一号)

平成三十年三月一日(木曜日)

議事日程(第一号)

平成三十年三月一日 午前十時開議

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期決定の件

第三 市長の施政方針と提出議案の説明

第四 監査報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

五番	四番	三番	二番	一番
吉田	牧野	平岡	養田	伊谷
	雅	清	全	賢
正	一	司	康	司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
副市長	堀内
教育長	内田
理事	成好
代表監査委員	和伸
技監	和田
市長公室長	八田
総務部長	辻田
危機管理監	和田
すこやか市民部長	山本
あんしん福祉部長	竹本
	稲次
	裕美
	勝治
	修二
	剛明
	祥友
	和彦
	和宏
	起吉
	紀

六番	窪
七番	岩
八番	福
九番	山
十番	吉
十一番	藤
十二番	大
	谷
	富
	田
	口
	塚
	本
	龍
	美
	雅
	耕
	恵
	雄
	子
	範
	司
	実
	孝
	秀

事務局職員出席者

午前十時零分開会

○議長（平岡清司）ただいまから、平成三十年五條市議会第一回三月定例会を開会いたします。

本日、平成三十年五條市議会第一回三月定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かと御多用のところ御参集を賜り厚くお礼を申

産業環境部長	井 上 昭
都市整備部長	平 田 耕 一
教育部長	松 井 永
西吉野支所長	森 川 義 彦
大塔支所長	泉 谷 進 治
水道局長	松 本 武 士
会計管理者	松 本 智 美
秘書課長	中 本 賢 二
企画政策課長	西 本 久 美
財政課長	西 本 久 雄
土地開発公社事務局長	上 田 幸 則
事務局長	坂 口 慎 一
事務局次長	井 筒 昭 則
事務局係長	辰 巳 大 輔
事務局主任	芳 田 佳 子
速記者	柳 瀬 五 美

し上げます。

本定例会には、平成三十年度各予算案を始め、多数の議案が提出されておりますので、各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせていただきますので、御了承願います。

○議長（平岡清司）初めに感謝状の伝達を行います。事務局長に紹介させます。

○事務局長（坂口慎一）命により、私から御紹介申し上げます。

去る、一月二十九日に総務大臣から、三十五年以上議員の職にあります大谷龍雄議員に感謝状の授与が行われました。

以上で御紹介を終わります。

それでは、議長からその感謝状を伝達していただきます。

お名前をお呼びいたしますので、御登壇ください。大谷龍雄議員。

〔大谷龍雄登壇〕

○議長（平岡清司）感謝状

奈良県五條市 大谷龍雄殿

あなたは三十五年以上の長きにわたり市議会議員として地方自治の振興発展に寄与され住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よってここに深く感謝の意を表します。

平成三十年一月二十九日

総務大臣 野田聖子（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○議長（平岡清司）以上で感謝状の伝達を終わります。

感謝状をお受けになりました大谷龍雄議員には、長年にわたり市政の発展に尽くされた御功績に対し、深甚なる感謝の意を表しますとともに、今後ますます御精励いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）改めまして皆さん、おはようございます。

平成三十年五條市議会第一回定例会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、第一回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用の中、御参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、平素は市政の発展と市民生活の向上に精力的に御活躍をいただいておりますことに対し、衷心より敬意を表するものであります。

さて、本市は昨年、市制施行六十周年を迎え、次の半世紀に向け新たなスタートを切ったところであります。財政状況は非常に厳しい状況ではありますが、行財政改革を積極的に推進し、台風二十一号災害からの復旧はもとより、新庁舎建設など、将来に向けた市の基盤整備について積極的に取り組む必要があります。

次の世代に最善の形でバトンをつなげるよう地方創生の波をしつかりと捉え、五十年先を見据え、「住んで良かった元気な五條市」の実現に向け、関係各位の御協力を賜りながら鋭意努力してまいりたいと存じます。

また、三十五年以上議員の職に就かれている大谷龍雄議員が市議会議員として長年在職をし、地方自治の振興発展に顕著な功績があったことにより総務大臣より感謝状を受けられたということでもあります。心より祝福し、敬意を表したいと思っております。

さて、本定例会に提案いたしております案件は、平成三十年度一般会計予算案を始め条例の制定及び改正、その他いずれも重要な案件ばかりでございます。議員各位にはよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、時節柄健康管理には十分御留意をいただきますとともに、平素のお礼と開会に当たつての御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（平岡清司）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（坂口慎一）命により、私から御報告を申し上げます。

まず、「奈良県市議会議長会」でございます。

去る、二月二十日、橿原市におきまして、平成二十九年第四回奈良県市議会議長会が開催されました。

初めに、会長の橿原市議会細川議長の開会挨拶があり、続いて前回の議長会以降異動のありました正副議長の紹介があり、本市の平岡清司議長及び窪 佳秀副議長並びに御所市の南 満議長が紹介されました。

会議では、諸報告として前回の議長会以降の事務報告並びに会議出席報告があり、いずれも了承されました。

続きまして、平成三十年度事業計画案及び会計予算案の協議が行われ、いずれも原案のとおり承認されました。

また、平成三十年度役員割当案について協議が行われ、奈良県市議会議長会会長に桜井市、同じく副会長に五條市。

全国市議会議長会理事に桜井市、同じく評議員に大和郡山市、御所市及び宇陀市。

建設運輸委員会委員に香芝市、近畿市議会議長会支部長に桜井市、同じく理事に大和郡山市、御所市及び宇陀市。

市議会議員共済会代議員に奈良市及び宇陀市の各市議会議長がそれぞれ就任することを決定し、会議は終了いたしました。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の昨年十一月分から本年一月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

なお、会議資料及び監査資料につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻、御清覧いただきたいと存じます。

以上を御報告申し上げます、諸般の報告といたします。

○議長（平岡清司）以上で諸般の報告を終わります。

○議長（平岡清司）この際、御報告申し上げます。

先の、第四回十二月定例会以降の閉会中、会議規則第六十七条第一項ただし書きの規定により、議員の派遣を決定いたしておりますが、詳細につきましては、お手元に配布いたしておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては、事務局で保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（平岡清司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。
配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

四番	牧	野	雅	一	議員
五番	吉	田		正	議員
七番	岩	本		孝	議員

以上、三名の方をお願いいたします。

○議長（平岡清司）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る二月二十二日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げたとおり、本日から二十六日までの二十六日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって会期は本日から二十六日までの二十六日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げましたとおりであります。

○議長（平岡清司）次に日程第三、市長の施政方針と提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）本日ここに、新年度予算案を始め多数の重要案件を提案し、御審議をいただくに当たり、平成三十年度の市政運営に臨む所

信を申し述べ、議会を始め市民の皆様の御理解と御賛同、御協力をお願い申し上げます。

五條市の行財政を取り巻く環境は近年、少子高齢・人口減少時代にあつて、地方交付税の減少等により、一段と厳しさが増えています。私たちは、限られた財源の中で少子高齢化対策、雇用促進、産業・観光振興などの取組を推進していくとともに、新年度は今後の五條市を見据える上で大変重要な一年になると考えております。

そのような中で私は、本年を「継（けい）」の年と決めました。「継続」や「継ぐ」などの「継（けい）」です。これは、今日の五條市があるのは先人たちの御尽力によるものであり、そのことに感謝するとともに、受け継いだバトンを次の世代にバトンタッチする、継承していかなければなりません。新年度は新庁舎建設、学校適正化、自衛隊誘致など市民生活に大きく影響する重要な事業が本格化していきます。

「誠実」に、五十年先を見据えた五條市発展のため、全霊を傾け「住んで良かった元気な五條市」の実現に一步ずつ、そして全力で取り組んでまいります。

今後とも、皆様のなお一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、市政運営に当たつての、私の基本的な考え方を申し述べました。

それでは、私が考える「住んで良かった元気な五條市」を実現させるための施策について御説明申し上げます。

初めに、市長公室の事業についてであります。

まち・ひと・しごと創生については、平成二十八年度から進めてきました「地域資源を活かした産業とブランド創造事業」において、産・官・学・民の連携により五條市の様々な地域資源を基に新しい形の「産業連携組織」の設立を行い、五條市産品のブランド化とともに「稼げる地域」を目指した取組を進めてまいります。

次に、地域公共交通の取組については、市民から多く要望いただいておりますコミュニティバス南奈良総合医療センター通院ラインについては、病院の利用実態を始めとする市民の移動ニーズを踏まえ、新年度中に実証運行を行い、その利用実績を確認しながら運行の継続等について検討してまいります。

続きまして、危機統括室の事業について申し上げます。

初めに、本市の防災・減災への取組についてであります。

本市の地域防災計画につきましては、土砂災害防止法や水防法等が大きく改正されたことにより、国におきましては、平成二十九年度に

「防災基本計画」を改定し、奈良県におきましては、平成三十年度に「地域防災計画」を改定する予定であることから、法令並びに国・県の計画との整合性を図り、災害時に有効かつ実効性のある計画に改定してまいります。

また、防災行政無線につきましては、未整備であった五條・西吉野地区において、昨年五月からデジタル方式による運用を開始し、市内全域に防災行政無線を整備しましたが、従前からアナログ方式で運用されていた大塔地区につきましては、今後デジタル化を行ってまいります。次に、生活安全・交通安全対策についてであります。

交通規範意識の向上による交通事故抑止と、動く防犯カメラとしての犯罪抑止効果を目的に、平成二十七年から五箇年計画で取り組んでおります「ドライブレコーダー導入促進事業補助金」につきましては、更なる安全・安心に向け引き続き実施してまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地の誘致に関しましては、平成三十年度の政府予算案に自衛隊展開基盤に関する経費が、本年度同様に計上されております。当面は、県広域防災拠点及び県消防学校の候補地であるプレディアゴルフ地区の地籍調査を進めつつ、県施設並びに将来の陸上自衛隊駐屯地用地の確保に向け、地元の御理解を得つつ駐屯地の誘致実現を図るべく業務を進めてまいります。

次に、消防関係についてであります。

今後発生が懸念されます南海トラフ巨大地震などの大災害を念頭に、各種災害に備え、奈良県広域消防組合と五條市、五條市消防団が連携を図り、防災・減災体制の強化を目指してまいります。

消防団につきましては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団員が中核となり、地域住民の防災訓練等に積極的に関わり、住民の防災・減災意識の向上を図ります。また、消防団員の消防技術向上と士気の高揚を図り、地域における消防活動に寄与するために消防操法大会への参加や山岳訓練等を実施するとともに、防災講演会等に積極的に参加し、団員の知識・経験の習得を促進し、関係機関との連携・充実強化を図ってまいります。

続きまして、すこやか市民部の事業について申し上げます。

国民健康保険事業については、国の法改正により、平成三十年度から、これまでの市町村ごとの運営から県域での運営に変わります。

「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じになる」ことを目指し、加入者負担の公平化につなげます。

保険財政運営のしくみは変わりますが、手続や給付方法は今までと変わらず、五條市が窓口となります。

今回の国保制度改正によって、保険税負担が一度に過度な負担とならないよう、計画的に保険税率の改定を進めていきたいと思っておりますので、

市民の皆様におかれましても制度改正に御理解をいただき、同事業の健全な運営を図るため、条例の改正案とともに新年度当初予算案を今定例会に提出した次第であります。

次に、人権施策につきましては、一人ひとりがお互いに人の尊厳を尊重する社会の実現を目指し、人権・同和問題に関する啓発活動に取り組んでまいります。また、平成十五年度に作成された「五條市男女共同参画プラン」を見直し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を踏まえた「第二次五條市男女共同参画計画」を策定し、市・市民・事業者が協働して取り組むことで、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

続きまして、あんしん福祉部の事業について申し上げます。

初めに、社会福祉につきましては、新年度より、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して一般就労に従事する準備としての能力形成を支援することを目的に、就労準備支援事業を奈良県内自治体の広域事業として取り組んでまいります。生活習慣形成のための指導・訓練、必要な社会的能力の修得、事業所での就労体験の場の提供、就職活動に向けた技法や知識の習得などを支援します。

続きまして、高齢者福祉につきましては、高齢者の現状と課題を踏まえ、老人保健福祉の方針と取り組む施策を明らかにし、また、介護保険事業を安定的に運営することを目的とした、平成三十年度から平成三十二年度までの「五條市老人保健福祉計画及び第七期五條市介護保険事業計画」がまとまりました。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう「地域包括ケアシステム」構築のため、関係機関との連携を強化し、計画を推進してまいります。

また、認知症の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」による支援や認知症の進行状況に合わせ、どのようなサービスを受ければよいのかを示した「認知症ケアパス」などを市民へ周知・啓発を図り、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう取り組んでまいります。

次に、児童福祉につきましては、子育て中の親の孤独感や不安感の緩和、子供の健やかな育ちへの支援を目的として、昨年十一月にオープンしました「五條市子育て支援センター」は、多くの子育て世代の方々の御利用をいただいております。今後も、子育て世代が気軽に集え、交流し、相談や情報交換ができる子育て支援の拠点施設と位置付け、サービスの向上に取り組んでまいります。

続きまして、産業環境部の事業について申し上げます。

初めに、空家対策事業につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、特定空家等の判定基準などを盛り込んだ「五

條市空家等対策計画」を「空家等対策協議会」を活用しながら現在策定中でございます。

また、衛生センターの解体事業につきましては、事業者の選定も終了しており、その跡地の有効的な活用に向け、作業を進めてまいります。次に、みどり園の事業につきましては、徹底した、ごみの減量化・再資源化を図っているところでございますが、四月から蛍光灯及び乾電池を割れることなく確実に回収するため、別回収を開始いたします。

次に、ごみの中継施設でございますが、実施設計が完了し、平成三十年度末完成に向け事務事業を進めてまいります。

また、焼却施設等の解体につきましても、平成三十一年九月末完了に向け進めてまいります。

次に、「農林業の振興」につきましては、鳥獣被害防止対策を推進するため、地元住民からの要望と協力を得ながら、イノシシ・ニホンジカの捕獲おりの設置を進めており、引き続き鳥獣駆除に努めてまいります。

また、昨年十月に発生した台風二十一号においては、農地・農業用施設及び林道・治山に甚大な被害をもたらしました。激甚災害の指定を受け、災害査定が終わり、除々に復旧工事を着手し始めていますが、早期復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、企業誘致を進めている「南大和テクノタウン」においては、昨年十二月に一社が操業を開始し、本年一月にはもう一社の工場がしゅん工、年度内の操業開始に向け準備を行っており、残る区画は六区画と、過半数の区画が埋まることとなりました。今後も引き続き京奈和自動車道大和・御所道路の開通による利便性を生かし、奈良県や関係機関と連携しながら誘致活動に取り組んでまいります。

また、企業の雇用促進においては、市内企業に対し三月三日に奈良県が奈良市で開催予定の「就活応援フェア」の出展に対する情報提供を行い、三社が出展し人材の募集を行う予定です。今後も企業の人材確保並びに市内求職者に対する就職支援のため積極的に情報の発信に取り組んでまいります。

さらに、市内経済の活性化を図るため、新年度より新規創業者への資金融資に対する利子補給の助成等を行うなど、新たに事業を始める方への支援を奈良県や関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に、観光振興につきましては、平成三十年度は明治維新百五十年であるため、維新の魁となった天誅組をPRし、由緒ある歴史的遺産、それを取り巻く豊かな自然等、市内の魅力を県内外の多くの人に伝え、誘客促進につなげてまいります。

続きまして、都市整備部の事業について申し上げます。

初めに、地籍調査につきましては、その成果は土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化及びまちづくりの円滑な実施等に資するものであり、

今後も引き続き、国・県の指導に基づき本事業を計画的かつ継続的に推進してまいります。

次に、昨年の十月に発生した台風二十一号により甚大な被害を受けた道路及び河川について早期復旧工事の実施、既存のインフラ整備に関しては長寿命化橋梁点検策定計画に基づく橋りょうの補修設計、補修工事の実施、また道路改良、道路維持、道路舗装、河川維持等の各事業につきまして計画的に実施してまいります。

次に、市営住宅については、積極的に修繕等の整備を進め入居者募集を行い、五條市営住宅等長寿命化計画に基づき市営住宅等の老朽化、劣化や居住性の低下を未然に防ぐため、改修・修繕を実施し、市営住宅の安定した供給を図ってまいります。

また、既存木造住宅の耐震診断・耐震改修事業は、市民の生命・生活基盤を守る重要な事業であり、近い将来、県内に被害をもたらす地震が高い確率で予想されることから、命を守る防災対策の一つとして本事業を積極的に推進してまいります。

次に、新庁舎整備に対する取組についてであります。

事業用地については、平成二十九年十二月二十五日に奈良県との売買契約が完了し、本年一月二十九日に所有権移転登記が完了しました。現在、実施設計に向けての準備と、造成工事の入札手続を進めているところです。

また、市民向けの「五條市新庁舎建設だより」を随時発行し、建設スケジュール等の情報提供を行っているところです。

次に、まちづくりの推進につきましては、平成二十七年度に奈良県と、まちづくり連携協定を締結しています。五條中心市街地地区について、まちづくりの取組方針や、重点的に取り組むべき事業を定めた基本計画を策定いたしました。今後も奈良県と連携しながら、五條中心市街地地区の持続的な発展及び活性化を進めてまいります。

次に、昨年十月の台風二十一号により被災した上野公園の多目的グラウンド・テニスコート・野球場の施設につきましては、市民の皆様にご協力いただき、できるだけ早く利用していただけるよう復旧事業に努めてまいります。

また、中央公園におきましては、施設拡充計画に沿った親水施設、物販施設の建設など、市民の憩いの場となる公園整備を進めてまいります。

次に、下水道事業につきましては、生活環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水域の保全に資することを目的に事業を進めているところであり、公共下水道工事は社会資本整備総合交付金を活用し、順次工事を進めてまいります。

また、持続的な下水道経営を実施するため、経営の健全化や計画性・透明性の向上を目的として、平成三十一年四月からの地方公営企業会

計適用に向けた最終準備作業を行ってまいります。

今後も、効率的な計画を立て、下水道の経営効率化に取り組んでまいります。

続きまして、水道局の事業について申し上げます。

上水道事業では、本年四月の水道使用分から水道料金の値上げをさせていただきます。水道使用者の皆様には御負担をお願いすることとなりますが、懸案であります安定水利権の取得を行い、老朽管の更新や耐震化対策、簡易水道地域における施設整備を行ってまいります。

また、奈良県におきましては県域水道一体化構想が検討されており、五條・吉野エリアの水道広域化におきましても、更なる事業経営の効率化に向けての課題を検討してまいります。

最後に、教育行政について申し上げます。

平成三十年度は、五條市教育振興基本計画に基づき、「賀名生分校魅力化事業の推進」、「社会を生き抜く力を養うための取組の推進」、「学校規模・配置等の適正化に向けた各小中学校での統合協議の促進」、「認定こども園の整備に向けた取組の推進」、「生涯学習振興計画の具体化」、「市史の編さん」、「ふるさと学習の推進」、「いじめ防止対策の強化」、「不登校児童生徒へのきめの細かい支援」などを柱に事業を進めてまいります。

賀名生分校の魅力化推進事業につきましては、地域との協働により後継者を育てる学校、また、地域農業の実践的な知識や技術が体得できる新カリキュラムによる学校として全国募集を行い、新たな教育システムを開始いたします。

次に、学校教育につきましては、教員の授業力向上にポイントを当てた取組や、『五條かるた』や『五條学』などの教材を活用したふろさと学習を一層推進し、ふるさと五條に誇りを持つ人材の育成に努めてまいります。

次に、学校適正化につきましては、「五條市学校適正化基本計画」に基づき、学校統合協議会を設置し、計画を具現化するとともに、幼保一体化につきましても「五條市立認定こども園整備基本計画」に基づき、零歳から十五歳までの子供の切れ目のない育ち・教育の推進に取り組んでまいります。

次に、生涯学習の充実につきましては、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進める「コミュニティ・スクール」並びに「学校・地域パートナーシップ事業」の更なる推進を図るとともに、市民一人ひとりの健康づくりや体力の向上を目指し、市民が交流できる機会を提供し、地域スポーツ活動の情報発信や環境づくりを進めてまいります。

次に、五條市の文化・歴史の継承についてであります。

文化財の保護、保存に加え、その活用を図ることに努め、地域の歴史や文化を学ぶ「ふるさと学習」を支援するとともに、新たな五條市史の編さんに向けた取組を更に進めてまいります。

また、休館としておりました市立五條文化博物館をリニューアルオープンし、市民の皆様が本市の歴史や文化に親しみながら学べる施設として運営を充実させてまいります。

次に、児童・生徒の健全育成についてであります。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものと認識し、「五條市いじめ防止基本方針」に基づいて、「いじめのアンケート調査結果」後の児童・生徒への指導や「個人別生活カード」の活用、生徒指導研究協議会を通じての情報共有など、学校や関係団体と連携を深め、いじめのない学校や地域社会を目指し、いじめ防止対策の強化を図ってまいります。

続きまして、平成三十年度当初予算の概要について申し上げます。

御案内のとおり、普通交付税の合併算定替縮減など、厳しい財政状況にある中、地域経済の活性化や定住化の推進など、住んで良かった元気な五條市の実現に向け、国や県の補助制度や過疎対策事業債・合併特例債など有利な財源の活用を前提とした上、予算編成に取り組むことといたしました。

また、これまで推進してまいりました施策の一貫性と継続性、さらに将来性などを前提としながら、防災・減災対策、定住化・少子化・地域活性化対策、福祉医療・環境保全対策、人材育成対策の四つの政策課題に該当し、かつ、優先される事業につきましては、重点的に予算の配分を行ったところであります。

以上のような方針により編成いたしました新年度一般会計における予算総額は、二百二億六千万円となったところであります。

主な事業といたしましては、新庁舎やごみ中継施設の建設を始め、県広域防災拠点の誘致に向けた調査等に要する経費などを計上いたしております。

また、広域行政に資する奈良県広域消防組合や南和広域医療企業団、やまと広域環境衛生事務組合への負担金や地域公共交通の充実に要する経費なども、前年度に引き続き予算化いたしました。

さらに、将来の本市の子育て支援の中核となる認定こども園の整備や学校適正化の推進についても、係る経費を計上した上、取組を進めて

まいります。

次に、歳入について申し上げます。

まず、市税につきましては、三十二億八千五百万円を、地方交付税につきましては、国の地方財政計画と合併算定替縮減の影響等を勘案し、前年比三千万円減の七十二億円を計上いたしております。

また、国庫支出金につきましては、市道の新設改良などを見込み、十九億一千九百万円を、県支出金につきましては、鳥獣被害対策に係る鳥獣被害緊急対策事業費補助金などを見込み、十六億八千万円を計上いたしております。

さらに、市債につきましては、新庁舎建設事業などにより、前年比七億三千六百万円増の三十二億二千九百万円を計上しておりますが、後年度の財政負担を考慮し、過疎対策事業債や合併特例債などの有利な市債を充当いたしました。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、国保制度改革により県が保険財政運営の責任主体となり、安定的な保険財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い制度を安定化するため、県単位化がスタートいたします。こうした状況を受け、市として、資格管理、保険給付、保険税率の決定や賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うため、予算を編成した次第であります。

次に、下水道事業特別会計予算につきましては、奈良県吉野川流域下水道事業と連動し、市民の健康で快適な生活環境の向上と、吉野川等の公共用水域の水質保全及び環境保護を目的とした下水道事業の達成に向け、事業の展開及び整備区域の拡大を図るため、また持続的な下水道事業経営を実施するため、平成三十一年度からの公営企業会計の適用に向け、最終準備を進める予算を編成した次第であります。

次に、墓地事業特別会計予算につきましては、市営墓地の適切な管理運営を行うとともに、新市営墓地建設のために新たな適地選定に向けた予算を編成した次第であります。

次に、介護保険特別会計予算につきましては、三年を一期とした見直しによる新たな介護保険事業計画に基づき、介護給付費及び介護報酬の見直し等を図るとともに、介護保険料の適正化を図り、介護保険サービスの充実及び介護給付事業並びに地域支援事業の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、大塔診療所特別会計予算につきましては、医師の確保及び施設の維持管理を継続して行い、必要な医療が住民に提供できるよう、へき地医療の充実を目指し予算を編成した次第であります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算につきましては、西吉野町滝地区における水洗化による生活環境の改善とともに、丹生川等公共用水域の水質環境保全を目的とした下水道事業の適切な管理運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、二年ごとの保険料率の改正に基づく保険料額を計上するとともに、奈良県後期高齢者医療広域連合の運営に要する費用、市町村の事務である保険料の徴収、療養費請求等の受付窓口事務費及び健康診査を行うための経費等を計上し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、水道事業会計予算につきましては、市直営の簡易水道事業を上水道事業下で整備しつつ、市民生活に欠くことのできない水質基準に適合した良質な水の安定供給を図るための予算を編成した次第であります。

まず、収益的収支につきましては、料金改定を織り込みつつも、統合後の給水量が依然として減少傾向にあるため、事務事業の効率化及び諸経費の節減に努めながらサービスの低下を招くことのないよう、事業量に対応した予算を計上いたしました。

また、資本的収支につきましては、建設改良費として、公共下水道工事に伴う水道管の移設費、石綿セメント管や铸铁管の老朽管更新事業、安定水利権に係るダム使用権の獲得、さらには宗松上地区統合簡易水道設備事業、白銀南地区統合簡易水道事業に係る費用など旧簡易水道事業施設関連増強のための事業費を計上した次第であります。

続きまして、本定例会に提案の諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第一号 平成三十三年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告並びに報第二号 平成三十三年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告につきましては、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により報告するものであります。

次に、報第三号 専決処分の報告、承認を求めること（平成二十九年度五條市一般会計補正予算（第七号））につきましては、台風二十一号災害により被災した市道等の早期着工を要する復旧工事に係る予算措置に特に緊急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二億二千三百十万円を追加し、総額二百四億七百三十万六千円とするものでございまして、財源につきましては、国庫支出金及び繰越金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第一号 五條市認定こども園整備推進実施委員会条例の制定につきましては、五條市立認定こども園の整備に伴い、施設の運営等に関し具体的な調査・審議を行う必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第二号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定につきましては、介護保険法の改正により、

指定居宅介護支援事業者の指定権限が移譲されることに伴い、指定等に係る基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第三号 五條市し尿汲取料等審議会条例の制定につきましては、本市の公正妥当なし尿汲取料を検討するための五條市し尿汲取料等審議会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第四号 五條市観光交流センター条例の制定につきましては、五條市観光交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第五号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、平成二十九年八月八日付けの人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じた改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、附属機関の新規設置に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、一般職の職員の給与について平成二十九年八月八日付けの人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じた改定を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第八号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員退職手当法の一部改正に準じた退職手当の額の改定を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第九号 五條市手数料徴収条例の一部改正につきましては、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が移譲されることに伴い、これらの申請に係る審査手数料に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十号 五條市立学校給食センター設置条例の一部改正につきましては、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒に学校給食を提供するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十一号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十二号 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例及び五條市中心身障害者医療費助成条例の一部改正につきましては、所得税法の改正に伴う文言の整理を行うため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十三号 五條市国民健康保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、国民健康保険県単位化に伴う規定の整備を行うため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十四号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険県単位化に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十五号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法に基づく介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十六号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十七号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十八号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十九号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第二十号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、事業内容の追加により、計画の変更を要するためのものであります。

次に、議第二十一号 平成二十九年五條市一般会計補正予算（第八号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二億三千二百五万二千円を追加し、総額二百六億三千九百三十五万八千円とするものであり、これらの財源につきましては、国庫支出金及び繰越金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十二号 平成二十九年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ三千四百十万七千円を追加し、総額五十三億七千九十二万九千円とするものであり、これらの財源につきましては、繰越金を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十三号 平成二十九年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ一千九百七万六千円を減額し、総額二百六十二万四千円とするものであり、財源につきましては、繰入金を減額いたしまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十四号 平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ一千三百五万七千円を追加し、総額四億五千五万七千円とするものであり、これらの財源につきましては、後期高齢者医療保険料を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十五号 平成三十年五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額二百二億六千万円で、前年度比十一億四千万円の増額となっております。

次に、議第二十六号 平成三十年五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十四億二千四百五十万円で、前年度比九億七百万円の減額となっております。

次に、議第二十七号 平成三十年五條市下水道事業特別会計予算議定につきましては、予算総額十一億四千五百二十万円で、前年度比一億三千三百三十万円の減額となっております。

次に、議第二十八号 平成三十年五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額二百六十万円で、前年度比一千九百十万円の減額となっております。

次に、議第二十九号 平成三十年五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十億五十万円で、前年度比一億八千八百万円の減額となっております。

次に、議第三十号 平成三十年五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額四千二百三十万円で、前年度比八十万円の増額となっております。

次に、議第三十一号 平成三十年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額四百五十万円で、前年度比三十万

円の増額となっております。

次に、議第三十二号 平成三十年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額四億七千七百四十万円で、前年度比四千九十万円の増額となっております。

次に、議第三十三号 平成三十年度五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益十一億一千四百五十四万九千円に対し、水道事業費用十一億七千七百七十一万六千円で、当年度六千三百十六万七千円の税込み純損失、九千五百六十六万九千円の税抜き純損失を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入十億七千八万九千円に対し、資本的支出十五億六百二十四万五千円であります。

なお、資本的収支不足額四億三千六百十五万六千円は、当年度分損益勘定留保資金や減債積立金、建設改良積立金の取崩し等で補てんする予定であります。

次に、同第一号 五條市副市長の選任につきましては、樫内成吉副市長の任期が平成三十年三月三十一日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同第二号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、大西修二委員の任期が平成三十年六月二十日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同第三号 五條市公平委員会委員の選任につきましては、辻内さえ子委員の任期が平成三十年三月三十一日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同第四号から同第六号までの五條市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、五條市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成三十年三月三十一日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、何とぞ御議決、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平岡清司）市長の施政方針と提出議案の説明が終わりました。

○議長（平岡清司）次に日程第四、監査報告を求めます。竹田和彦代表監査委員。

〔代表監査委員 竹田和彦登壇〕

○代表監査委員（竹田和彦） 監査委員の竹田でございます。

平成二十九年定期監査等の結果報告をさせていただきます。

別冊の平成二十九年定期監査及び財政援助団体等監査結果報告書を御覧願います。

初めに、一ページの「第一 定期監査」につきましては、監査の方法として、監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、予備監査を行った後、委員監査を昨年十一月二十日から三十日までの期間において、議会選出の監査委員とともに、提出資料及び予備監査の結果に基づき、財務に関する事務処理や事業の執行状況等について関係職員からの聴取及び質疑により監査を行いました。

監査の結果につきましては、法令等に違反していると認められるもの、経済性・効率性・有効性の観点から問題があると認められるもの、その他適正・適切を欠く事項では正す必要があると認められるものにつきましては、「指摘事項」としております。

指摘事項には該当しないが、適切性・経済性・効率性及び有効性の観点から検討又は改善する必要があると認められるもの、制度・組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるものにつきましては「委員意見」として記載しております。

監査した財務に関する事務の執行等につきましては、次に掲げる「指摘事項」及び「委員意見」を除き、概ね適正に行われていました。

指摘事項については、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものであります。

なお、「指摘事項」及び「委員意見」の個々の内容及び詳細につきましては、時間の都合上割愛し、項目のみの報告とさせていただきますと存じますので、御了承お願いいたします。

それでは、二ページから御覧願います。

「共通事項」としまして、（一）収納した歳入金の調定及び払込みについて（二）補助金交付事務について（三）契約事務について①随意契約における契約事務について②契約書の記載事項について③長期継続契約における契約書について④仕様書等の添付について⑤契約関係書類の日付・印漏れ等について（四）旅行命令及び復命について（五）公用車管理について（六）準公金の管理についての事項を記載しております。

次に、七ページ以降につきましては、「個別事項」としまして、各部局、各課の事項について順次記載しております。記載内容及び詳細につきましては、後刻御清覧お願い申し上げます。

次に、二十二ページの「むすび」を御覧願います。

現在、地方自治体における課題の一つとして、「内部統制体制の整備」がクローズアップされています。本市においても、各種の事務が市として最も適切かつ効率的なものとなるよう、統一的な指導やチェック等ができる体制を更に整備すべく、各事務に関連する規則等規定の検証、統一的なガイドラインなどの作成等に取り組まれることを要望するものであります。

続きまして、二十三ページを御覧願います。

「第二 財政援助団体等監査」としまして、五條市阿田峯公園施設の指定管理業務の監査を実施しましたので、報告させていただきます。

監査の方法につきましては、平成二十八年度における指定管理業務について、指定管理者及び所管課に対して協定書等に基づく義務の履行が適切かつ効率的に行われているか、出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼に予備監査を行った後、委員監査を昨年十月二十六日に実施しました。

監査の結果につきましては、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

なお、事務処理等の一部について見られた是正又は改善を要する事項並びに意見・要望等は、二十五ページから記載しております。

それでは、二十五ページから御覧願います。

項目としましては、(一) 施設の管理について (二) 協定書等に基づく義務の履行について (三) 施設の利用促進について (四) 自主事業について (五) 収支会計経理について (六) 所管課の点検・指導等についての事項を記載しております。

なお、個々の内容及び詳細につきましては、後刻御清覧お願い申し上げます。

以上で、平成二十九年度定期監査等の結果報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）監査報告が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日二日から七日までは休会とし、次回、八日午前十時に再開して、一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、明日二日の午後五時までに、所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時十九分散会

